

## 仰星ニュースレター

## ワンポイント会計基準

## vol. 245 「暗号資産に関する税務上の取扱い及び計算書について」

今回は、令和3年12月に改訂された「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）」のうち、法人の計算書類に影響を及ぼす(1)暗号資産の譲渡損益の計上時期、(2)暗号資産の譲渡原価、(3)暗号資産の期末時価評価について解説していきます。

## (1)暗号資産の譲渡損益の計上時期

暗号資産の売却、暗号資産での商品の購入又は暗号資産同士の交換といった暗号資産取引により生じた譲渡損益は、暗号資産の譲渡に該当するため、その譲渡に係る約定をした日の属する事業年度において益金の額又は損金の額に算入されます（法人税法 61 条）。

## (2)暗号資産の譲渡原価

暗号資産の譲渡原価は「譲渡原価=暗号資産の1単位当たりの帳簿価格×譲渡した暗号資産の数量」により計算され、暗号資産の譲渡損益の額は、その暗号資産の譲渡の時における有償による通常得べき対価の額とその暗号資産の譲渡原価との差額となります（法人税法 61 条、法人税法施行令 118 の 6）。

## (3)暗号資産の期末時価評価

事業年度終了の時において有する暗号資産（活発な市場が存在する暗号資産（以下、「市場暗号資産」）に限る）については、時価法により評価した金額（以下、「時価評価金額」という）をもってその時における評価額となります。なお、その市場暗号資産を自己の計算において有する場合には、その評価額と帳簿価額との差額（以下、「評価差額」とする）は、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入し、翌事業年度でこの評価損益は洗替処理することになります。また、時価評価金額は、暗号資産の種類ごとに次のいずれかにその暗号資産の数量を乗じて計算した金額となります。

1) 価格等公表者によって公表されたその事業年度終了の日における市場暗号資産の最終売買の価格

2) 価格公表者等によって公表されたその事業年度終了の日における市場暗号資産の最終交換比率×その交換比率により交換される他の市場暗号資産に係る上記1の価格（法人税法61条、法人税法施行令118条の7、118条の8、118条の9）

以上